

家屋改修事業

『空き家バンクから空き家を買ったり、借りたりしても、改修費が嵩むんだらうな』と、空き家の取引を躊躇していませんか？

そんなあなたに補助金あります!!

●補助対象者（以下の条件に全て該当する方）

- (1) 空き家バンク制度の仲介により成約した空き家の新たな家主又は借主
- (2) 申請日が転入後1年以内で、成約した空き家に市外から移住（移住直前1年以上市外に住所を定めていた）した者
- (3) 地域活動に積極的に参加し、市内に5年以上定住を希望する者
- (4) 申請日の年度内で改修事業を完了できる者
- (5) 取得した空き家の前所有者の3親等以内でない者又は、借り受けた空き家の所有者の3親等以内でない者
- (6) 過去に本補助金の交付を受けたことが無い者
- (7) 市税等の滞納の無い者
- (8) 成約した空き家に対し、住宅リフォーム補助金の交付を受けたことが無く、今後も申請しないこと

●交付条件

補助金交付の日から5年以内に次の事由に該当する場合は、速やかに申し出ること。

- ・ 転居、転出等の理由により申請者の世帯員全員が居住しなくなったとき。
- ・ 対象家屋を取り壊したとき。
- ・ 対象家屋を申請者の世帯員以外の者に貸与、売却したとき。

●補助対象経費

市内に本店等を置いている者（個人事業者含む）に請け負わせたもので家屋本体及び住宅設備の改修工事に要する費用（消費税相当額を除く。）

ただし、備品購入費及び外構工事は除きます。

●補助金額

補助対象経費の全額（50,000円～500,000円、1万円未満切り捨て）

●補助金返還規定

交付条件のいずれかに該当した場合は補助金の返還を求めます。

お問い合わせ

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市役所2階

十日町市 総務部 企画政策課 移住定住推進係

電話 025-755-5137 FAX 025-752-4635

E-mail t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp



十日町市空き家バンク

検索

<http://www.tokamachi-akiya.com>